

国内経済要録

◇英ポンド等の交換性回復に伴う国内為替措置

昨年12月29日英ポンド等の歐州主要国通貨の交換性回復に伴い、国内においては、海外市場における為替取引の規制を緩和することとし、これに応じて外国為替銀行の為替持高規制の改正を行なつた。その概要は次の通り。

1. 指定通貨間の交換取引の規制緩和(1月6日以降実施)

従来は外国為替銀行の米ドルを対価とする英ポンドの売買取引のうち、

- (イ) 直物アウトライ特売買取引、
 - (ロ) 英ポンドの直買先売取引(各行別に限度設定)、
 - (ハ) 先物ヘッジ取引(実施のつど本行に事前協議)、
- のみを認めてきたが、今後は下記の持高規制の範囲内で、各指定通貨相互間の直先売買取引(直物アウトライ特売買取引、スワップ取引、先物ヘッジ取引、先物アウトライ特売買取引など)につき、本行に対する事前連絡のみで自由に行なえることとなつた。

2. 持高規制の改正(1月5日以降実施)

イ. 直物持高規制

従来は、硬貨扱いの通貨(米ドル、カナダドル、イスラエル・ペソ、スイス・フラン)については売持禁止、軟貨扱いの通貨(英ポンド、ドイツマルク、フランス・フランなど)については各行別限度の範囲内で売持を認めてきたが、今後はこれを指定通貨合計の持高について規制することとし、かつその売持限度枠は従来の軟貨扱い通貨の各行別売持限度とする。

ロ. 直先総合持高の規制

従来は硬貨扱い通貨、および軟貨扱い通貨別に、各行ごとに売持枠および買持の限度を規制してきたが、今後はこれを米ドルおよびその他の指定通貨の2区分で規制することとし、かつその限度は従来の硬貨扱い通貨の持高限度を米ドルの限度に、また軟貨扱い通貨の持高限度を米ドル以外の指定通貨の限度とする。

◇英ポンド表示外国為替引当貸付の利子歩合変更

英国内の金利変動に伴い、本行は英ポンド表示期限付手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

| (実施日) | (改訂前) | (改訂後) |
|--------|-------|-------|
| 12月18日 | 日歩 9厘 | 日歩 8厘 |

◇英ポンド建邦銀ユーランス金利の変更

英国内の金利変動に伴い、本邦側甲種為替銀行では、英

ポンド建邦銀ユーランス金利を次の通り変更した。

(実施日) (改訂前) (改訂後)

12月19日 年利 7.625%以上 年利 7.375%以上

◇大蔵省、株式の信用取引についての第4次融資規制措置を実施

大蔵省は、株式の信用取引抑制を一段と強化するねらいから、省令(「証券取引法第49条に規定する取引およびその保証金に関する省令の特例に関する省令」)をもつて第4次融資規制措置を実施した(12月13日発表、15日実施)。

その内容は次表の通りである。

第4次融資規制措置

| 区分 | 第3次規制まで (注1) | 第4次規制 |
|----------------|--|---|
| 委託保証金率 | 50% | 60% |
| | 11月15日以降の新規売買分に適用。 | 12月15日以降の新規売買分に適用。 |
| 代用証券掛目 (注2) | — | 65% 対顧客{12月15日以降の新規売買分に適用。 対証券業者一律適用。} |
| 貸借担保金率 | 40% | 60% |
| | ただし、11月10日現在における証券金融会社の融資貸株差引残高を超過したものに対しては10%の増担保を請求。 | ① 1月29日以降一律適用。 ② 1月28日までは、(12月13日現在の融資(または貸株)残高の範囲内に対して……40%上記範囲の超過額に対して……60%) |

(注1) 第3次規制までの経過は調査月報11月号要録参照。

(注2) 代用証券掛目は第3次まで規制を受けず。規制前70%。

◇短資取引担保株式預り証の基準担保掛目引き下げ

本行、証券取引所および証券金融会社三者は協議の上、第4次融資規制措置に呼応して短資取引担保株式預り証の基準担保掛目を現行65%から60%に引き下げた(12月16日発表、19日実施)。

(注) 株式預り証は、証券金融会社が短資業者よりマネーを取り入れる場合の担保となり、さらに短資業者が本行より並手貸を受ける場合の付随担保となる。

◇外債の発行に関する法律(昭和33年12月20日公布、即日施行)

大要次の通り。なお、これと関連する特別会計補正予算

は11月24日に成立済みである。

- (1) 産業投資特別会計の貸付財源に充てるため、33年度において108億円（3千万ドル）を限り、米貨債を発行し、または米貨借入れをすることができる。
- (2) 33年度において発行または借入れをしなかつた場合、その残額を限度として34年度において発行または借入れをすることができる。

◇昭和34年度予算編成方針決定

政府は12月14日の閣議で34年度予算編成方針を次の通り決定した。

わが国経済の安定的成長と質的改善を図り、もつて国民生活の向上と雇用の増大に資する。

- (1) 一般会計の規模は普通歳入と経済基盤強化資金の使用によつて支弁しうる範囲内。財政投融資は新規原資と産業投資特別会計の資金など繰越資金を使用、民間資金の活用とあいまつて弾力的運用に努める。
- (2) 国、地方合わせて平年度700億円（初年度500億円程度）の減税を行なう。
- (3) 国民年金制度を創設し、34年度は経過措置として無拠出制の3年金（老令、障害、母子）の支給を開始する。
- (4) 道路整備の拡充、重要港湾の整備、治山治水と災害復旧の促進など経済基盤の拡充強化に努める。
- (5) その他、農林漁業の振興、教育および科学技術の振興、青少年婦人対策および中小企業対策の強化、貿易振興および对外経済協力の推進、経費の節約合理化などを行なう。
- (6) 地方税減税に伴う地方財源の減少について所要の措置を講ずる。

◇昭和34年度予算案閣議決定

34年度予算案は12月31日閣議決定をみた。

同案によれば34年度の財政規模は、一般会計1兆4,192億円（前年度比1,071億円増）、財政投融資計画5,198億円（同当初計画比1,203億円増）、計1兆9,390億円と33年度財政規模をかなり上回り、とくに財政投融資の増加が目立つている。その主な内容は次の通りである。

- (1) 一般会計の歳入面では、経済基盤強化資金221億円の取崩し使用を予定しており、また租税および印紙収入

においては33年度予算額を953億円上回る増収を見込んでいる。また公約の減税については、所得税を中心に432億円の減税を行なうこととしている。

(2) 一般会計の歳出面では、経済基盤の強化拡充に力点が置かれ道路、港湾整備など公共事業関係費が著増（前年度比474億円増）、また社会保障関係費も国民年金創設などを中心としてかなりの増加（同219億円）をみている。さらに文教関係費もすじ詰教室解消を目ざすか年計画の初年度分を計上、33年度に比して155億円増となつた。

(3) 財政投融資は、原資面において33年度当初計画より738億円増となつたが、この中には蓄積資金の取崩し約340億円が含まれていること、民間資金活用額が888億円と33年度の2倍強に及んでいる点に特色があるがわかる。

資金計画面では、輸銀が延べ払输出促進を中心に360億円と33年度の4倍以上の増加となつてゐるほか、開銀、農漁公庫、国鉄などほとんど軒並み増額となつてゐる。

◇昭和33年中の外資導入状況

33年中の外資導入は、外貨借入れの著増を中心に全体として前年に引き続きかなりの盛行を示した。すなわち、技術提携では石油化学、電気機械などの技術導入が目立つたが、過剰投資に対する顧慮から総じて厳選方針が採られたため認可件数は前年比減少した。しかし、外貨借入れにおいては電力、鉄鋼の世銀借款およびワシントン輸出入銀行借款が相次いで成立する一方、造船関係インパクト・ローンもかなり流入したため認可総額は257百万ドル（前年66百万ドル）の巨額に達した。

投資形態別認可状況

| 区分 | 33年(A) | 32年(B) | 増減(△) (A-B) | 25~33年 末累計 |
|-------------|------------|-------------|----------------|---------------|
| 技術援助 | 92 百万ドル | 135 百万ドル | △ 43 百万ドル | 845 百万ドル |
| 貸付金投資 | 257 | 66 | 191 | 574 |
| 株式投資 | 9〃 | 13〃 | △ 4〃 | 69〃 |
| うち 経営参加的 | 3〃 | 8〃 | △ 5〃 | 45〃 |
| 市場経由 | 6〃 | 5〃 | 1〃 | 22〃 |